

山口県報

平成24年
10月30日
(火曜日)

目 次

告示

鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(八件)(自然保護課).....一

鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(自然保護課).....二

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(四件)(自然保護課).....六

休猟区の指定(自然保護課).....九

銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....一〇

銃猟禁止区域の指定に関する告示の一部改正(自然保護課).....二

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正(自然保護課).....三



山口県告示第四百十四号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十五年山口県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 「狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。
- 一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。
- 一 名称 豊田湖鳥獣保護区

- 二 区域 下関市豊田町大字今出、豊田町大字大河内及び豊田町大字地吉の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八六四ヘクタール)
- 三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。
- 三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十五号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十七年山口県告示第五百五十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 「狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。
- 一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 阿知須鳥獣保護区

二 区域 山口市阿知須の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、一一六ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(一) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(二) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百十六号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十七年山口県告示第六百二号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。

一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 禅昌寺山鳥獣保護区

二 区域 山口市下小鯖の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八三ヘクター)

ル)

三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(三) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百十七号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十七年山口県告示第六百三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。

一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 常栄寺鳥獣保護区

二 区域 山口市平野三丁目及び宮野下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 五ヘクター)

ル)

三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(三) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百十八号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和四十年山口県告示第六百九十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

火の山、霊鷲山鳥獣保護区の二区域に関する部分を次のように改める。
二 区域 下関市一の宮卸本町、一の宮住吉三丁目、楠乃一丁目、楠乃二丁目、楠乃三丁目、長府逢坂町、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府黒門町、長府黒門東町、長府黒門南町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府新松原町、長府惣社町、長府高場町、長府中浜町、長府野久留米町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府浜浦町、長府浜浦西町、長府浜浦南町、長府古江小路町、長府松原町、長府南之町、長府向田町、藤ヶ谷町、前田一丁目、前田二丁目、みもすそ川町、棕野上町、棕野町二丁目、大字楠乃、大字高畑、大字豊浦村、大字藤ヶ谷、大字前田及び大字棕野の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九〇〇ヘクタール）
火の山、霊鷲山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区に関する指針
四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び都市公園を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百十九号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和四十九年山口県告示第八百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。
宇佐小学校鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。
二 区域 岩国市錦町宇佐の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一八ヘクタール）

宇佐小学校鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

宇佐小学校鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。
四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百二十号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和五十七年山口県告示第九百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

長野山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。
二 区域 周南市大字鹿野上の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、〇七九ヘクタール）

長野山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

長野山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。
四 鳥獣保護区に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地
- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

美祢ダム鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

- 二 区域 美祢市大嶺町奥分、大嶺町北分、大嶺町西分及び大嶺町東分の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 五九八ヘクタール)

美祢ダム鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

美祢ダム鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

十種ケ峯鳥獣保護区の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 十種ケ峯鳥獣保護区

- 二 区域 山口市阿東嘉年下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四四二ヘクタール)

十種ケ峯鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

十種ケ峯鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十一号

鳥獣保護区の設定に関する告示(平成四年山口県告示第七七十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項」に、「設定する」を「指定する」に改める。

- 二 区域に関する部分を次のように改める。
- 二 区域 宇部市大字東吉部の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六八〇ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十二号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十七年山口県告示第七百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

寂地山鳥獣保護区の二区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 岩国市錦町宇佐及び錦町宇佐郷の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積一、三七七ヘクタール）

寂地山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

（一）鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

（二）指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

岩国山鳥獣保護区の二区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 岩国市装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、新港町一丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、砂山町一丁目、砂山町二丁目、立石町二丁目、立石町三丁目、立石町四丁目、錦見一丁目、錦見二丁目、錦見三丁目、室の木町二丁目、室の木町三丁目及び室の木町五丁目の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五二五ヘクタール）

岩国山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を

「平成三十四年十月三十一日」に改める。

岩国山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

（一）鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

（二）指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

笠戸島鳥獣保護区の二区域に関する部分中「全島」を「全域」に改める。

笠戸島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

笠戸島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

（一）鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

（二）指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

鑄銭司鳥獣保護区の二区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市鑄銭司及び防府市大字台道の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一八二ヘクタール）
鑄銭司鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。
鑄銭司鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

（一）鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

秋吉台鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 美祢市秋芳町青景、秋芳町秋吉、秋芳町別府、美東町赤、美東町大田及び美東町長登の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三、四二二ヘクタール)

秋吉台鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

秋吉台鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林並びに草原を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

角島鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市角島全域及び同市豊北町大字角島の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 七〇〇ヘクタール)

角島鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

角島鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

集団渡来地

(二) 指定の目的

当該区域は、ウミウが越冬のため渡来しており、鳥類の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

清末、小月鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市小月市原町、小月公園町、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末五毛一丁目、清末陣屋、清末中町一丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、大字小月町及び大字清末の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一八〇ヘクタール)

清末、小月鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

清末、小月鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林並びに小学校及び中学校を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十三号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第七百五十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山 本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により」に改める。

寂地山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 寂地山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四二ヘクタール）

寂地山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

寂地山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、シジュウカラ、ヒガラ、コガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

秋吉台鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 秋吉台鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六〇ヘクタール）

秋吉台鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

秋吉台鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、コシアカツバメ、ウグイス、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

清末、小月鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 清末、小月鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七ヘクタール）

清末、小月鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

清末、小月鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び中学校を有し、ツバメ、エナガ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

火の山、霊鷲山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 火の山、霊鷲山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三七ヘクタール）

火の山、霊鷲山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

火の山、霊鷲山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地
- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、メジロ、シジュウカラ、コゲラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十四号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和四十八年山口県告示第八百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二閉スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により」に改める。

角島鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 角島鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三〇ヘクター)

角島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

角島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 特別保護地区の保護に関する指針
- (一) 特別保護地区の区分

集団渡来地

- (二) 指定の目的

当該区域は、ウミウをはじめとする多くの鳥類が越冬のため渡来しており、鳥類の休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

る。)

山口県告示第四百二十五号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和五十七年山口県告示第九百二十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二閉スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により」に改める。

豊田湖鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 豊田湖鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一一ヘクター)

豊田湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

豊田湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

- (一) 特別保護地区の区分
- 森林鳥獣生息地

- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、ウグイス、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

十種ヶ峯鳥獣保護区特別保護地区の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 十種ヶ峯鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域 十種ヶ峯鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二五ヘク

タール)

十種ヶ峯鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

十種ヶ峯鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、ツグミ、ホオジロ、イワツバメ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百二十六号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和五十八年山口県告示第九百七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により」に改める。

禅昌寺山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 禅昌寺山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二二ヘクタール)

禅昌寺山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

禅昌寺山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、カワラヒワ、コゲラ、ツバメ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

常栄寺鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分中「常栄寺禁猟区の全域」を「常栄寺鳥獣保護区の区域」に改める。

常栄寺鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

常栄寺鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、ヤマガラ、シロハラ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

山口県告示第四百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 名称 久米休猟区

二 区域 周南市秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、江の宮町、扇

町、花陽一丁目、花陽二丁目、学園台、楠木一丁目、楠木二丁目、孝田町、城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、瀬戸見町、平原町、大字久米、大字須々万本郷、大字徳山及び大字譲羽の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、八八〇ヘクタール）

三 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 大潮休猟区

二 区域 周南市大字大潮、大字鹿野上及び大字鹿野中の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、六三〇ヘクタール）

三 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 臼谷休猟区

二 区域 山口市徳地小古祖、徳地上村、徳地串、徳地島地、徳地深谷、徳地堀及び徳地山畑の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、七八四ヘクタール）

三 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 親睦休猟区

二 区域 山口市阿東生雲東分及び阿東篠目の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、四〇三ヘクタール）

三 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 吉敷・大歳休猟区

二 区域 山口市葵一丁目、葵二丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三

丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、幸町、周布町、宝町、穂積町、矢原町、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、吉敷中東四丁目、若宮町、朝田、中尾、矢原及び吉敷の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二、一六七ヘクタール）

三 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 牟礼休猟区

二 区域 防府市大字江泊、大字富海及び大字牟礼の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、二二九ヘクタール）

三 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 須佐西休猟区

二 区域 萩市大字須佐の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、三〇〇ヘクタール）

三 存続期間 平成二十四年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（昭和五十七年山口県告示第九百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十

八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

岐阜銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 岐波特定猟具使用禁止区域

二 区域 宇部市大字西岐波及び大字東岐波の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六一〇ヘクタール)

岐波銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

岐阜銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

今津銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 今津特定猟具使用禁止区域

二 区域 山口市江崎及び深溝の区域(次の図に示す部分に限る。)(並びに同市江崎から深溝に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 五三ヘクタール)

今津銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

今津銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口市農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十九号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成四年山口県告示第七百九十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 内日特定猟具使用禁止区域

二 区域 下関市大字内日上の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一五ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成十四年山口県告示第四百九十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

栄谷・堀越銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 栄谷・堀越特定猟具使用禁止区域

二 区域 周南市大字川曲及び大字徳山の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二五四ヘクタール)

栄谷・堀越銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

栄谷・堀越銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

車地銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 車地特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 宇部市大字瓜生野、大字木田、大字車地及び大字山中の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二五三ヘクタール)

車地銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

車地銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

若沖銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 若沖特定猟具使用禁止区域

若沖銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中、「小野田市」を「山陽小野田市」に改め、「中川五丁目」を削る。

若沖銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

若沖銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

渡樋ヶ奥銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 渡樋ヶ奥特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 山陽小野田市大字津布田の渡樋ヶ奥第一ため池並びに大字郡及び大字津布田の渡樋ヶ奥第二ため池の湛水線^{なだ}によって囲まれた区域(面積 四ヘクタール)
- 渡樋ヶ奥銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

渡樋ヶ奥銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。
 四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

稲光銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 稲光特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 下関市豊田町大字稲光、豊田町大字手洗、豊田町大字殿敷、豊田町大字中村及び豊田町大字日野の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 五〇〇ヘクタール)

稲光銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

稲光銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十一号

銃猟禁止区域の指定に関する告示(昭和六十一年山口県告示第八百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

屋敷銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 屋敷特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 山口市徳地野谷及び徳地船路の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六二ヘクタール)

屋敷銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

屋敷銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百三十二号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和四十七年山口県告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

山口県知事 山 本 繁太郎

岩国港特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

笠戸湾銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 笠戸湾特定猟具使用禁止区域

二 区域 下松市大字笠戸島、大字末武下、大字末武中、大字西豊井、大字東豊井及び大字平田並びに周南市大字大島、大字栗屋及び大字杵島の区域（次の図に示す部分に限る。）並びに下松市大字笠戸島から周南市大字杵島に至る土地の地先公有水面（次の図に示す部分に限る。）（面積 三、六五〇ヘクタール）

笠戸湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

笠戸湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

京大試験林銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 京大試験林特定猟具使用禁止区域

二 区域 周南市大字徳山の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四八ヘクタール）

京大試験林銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

京大試験林銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

中関港銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 中関港特定猟具使用禁止区域

二 区域 防府市大字向島から大字田島に至る土地の地先公有水面（次の図に示す部分に限る。）（面積 三二八ヘクタール）

中関港銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

中関港銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

佐波川銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 佐波川特定猟具使用禁止区域

二 区域 防府市大字大崎、大字上右田、大字佐野、大字下右田、大字高井、大字台道及び大字西浦の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三二九ヘクタール）

佐波川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

佐波川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

秋穂湾特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市秋穂二島の区域（次の図に示す部分に限る。）及び同市秋穂東から秋穂西に至る土地の地先公有水面（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、二〇〇ヘクタール）

穂二島に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 六一七ヘクタール)

秋穂湾特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

秋穂湾特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

榎野川銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 榎野川特定猟具使用禁止区域
二 区域 山口市旭通り二丁目、穂積町、宮島町、朝田、江崎、小郡上郷、小郡下郷、嘉川、黒川、名田島、平井及び矢原の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二六〇ヘクタール)

榎野川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

榎野川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

下関特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市赤池町、垢田町一丁目、垢田町二丁目、垢田町三丁目、垢田町四丁目、垢田町五丁目、赤間町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、秋根北町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根東町、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根南町一丁目、秋根南町二丁目、阿弥陀寺町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、あるかぼーと、生野町一丁目、生野町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、

伊倉新町五丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、石神町、一の宮卸本町、一の宮学園町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮東町一丁目、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、今浦町、入江町、上条町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、王喜宇津井一丁目、王喜宇津井二丁目、王喜宇津井三丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜上町一丁目、王喜上町二丁目、王喜上町三丁目、王喜上町四丁目、王喜上町五丁目、王喜川端一丁目、王喜川端二丁目、王喜川端三丁目、王喜神田一丁目、王喜神田二丁目、王喜神田三丁目、王喜神田四丁目、王喜神田五丁目、王喜神田六丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜南町、大坪本町、小月駅前一丁目、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月茶屋二丁目、小月西の台、小月南町、卸新町、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、春日町、形山町、形山みどり町、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、亀浜町、唐戸町、川中本町、川中本町二丁目、川中本町三丁目、川中本町四丁目、川中本町五丁目、川中本町六丁目、川中本町七丁目、川中本町八丁目、川中本町九丁目、川中本町十丁目、川中本町十一丁目、川中本町十二丁目、川中本町十三丁目、川中本町十四丁目、川中本町十五丁目、川中本町十六丁目、川中本町十七丁目、川中本町十八丁目、川中本町十九丁目、川中本町二十丁目、川中本町二十一丁目、川中本町二十二丁目、川中本町二十三丁目、川中本町二十四丁目、川中本町二十五丁目、川中本町二十六丁目、川中本町二十七丁目、川中本町二十八丁目、川中本町二十九丁目、川中本町三十丁目、川中本町三十一丁目、川中本町三十二丁目、川中本町三十三丁目、川中本町三十四丁目、川中本町三十五丁目、川中本町三十六丁目、川中本町三十七丁目、川中本町三十八丁目、川中本町三十九丁目、川中本町四十丁目、川中本町四十一丁目、川中本町四十二丁目、川中本町四十三丁目、川中本町四十四丁目、川中本町四十五丁目、川中本町四十六丁目、川中本町四十七丁目、川中本町四十八丁目、川中本町四十九丁目、川中本町五十丁目、川中本町五十一丁目、川中本町五十二丁目、川中本町五十三丁目、川中本町五十四丁目、川中本町五十五丁目、川中本町五十六丁目、川中本町五十七丁目、川中本町五十八丁目、川中本町五十九丁目、川中本町六十丁目、川中本町六十一丁目、川中本町六十二丁目、川中本町六十三丁目、川中本町六十四丁目、川中本町六十五丁目、川中本町六十六丁目、川中本町六十七丁目、川中本町六十八丁目、川中本町六十九丁目、川中本町七十丁目、川中本町七十一丁目、川中本町七十二丁目、川中本町七十三丁目、川中本町七十四丁目、川中本町七十五丁目、川中本町七十六丁目、川中本町七十七丁目、川中本町七十八丁目、川中本町七十九丁目、川中本町八十丁目、川中本町八十一丁目、川中本町八十二丁目、川中本町八十三丁目、川中本町八十四丁目、川中本町八十五丁目、川中本町八十六丁目、川中本町八十七丁目、川中本町八十八丁目、川中本町八十九丁目、川中本町九十丁目、川中本町九十一丁目、川中本町九十二丁目、川中本町九十三丁目、川中本町九十四丁目、川中本町九十五丁目、川中本町九十六丁目、川中本町九十七丁目、川中本町九十八丁目、川中本町九十九丁目、川中本町一百丁目、清未鞍馬三丁目、清未五毛一丁目、清未千房一丁目、清未千房二丁目、清未千房三丁目、清未大門、清未中町一丁目、清未中町二丁目、清未中町三丁目、清未東町一丁目、清未東町二丁目、清未東町三丁目、清未東町四丁目、清未東町五丁目、清未東町六丁目、楠乃二丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野町四丁目、熊野町五丁目、熊野町六丁目、熊野町七丁目、熊野町八丁目、熊野町九丁目、熊野町十丁目、熊野町十一丁目、熊野町十二丁目、熊野町十三丁目、熊野町十四丁目、熊野町十五丁目、熊野町十六丁目、熊野町十七丁目、熊野町十八丁目、熊野町十九丁目、熊野町二十丁目、熊野町二十一丁目、熊野町二十二丁目、熊野町二十三丁目、熊野町二十四丁目、熊野町二十五丁目、熊野町二十六丁目、熊野町二十七丁目、熊野町二十八丁目、熊野町二十九丁目、熊野町三十丁目、熊野町三十一丁目、熊野町三十二丁目、熊野町三十三丁目、熊野町三十四丁目、熊野町三十五丁目、熊野町三十六丁目、熊野町三十七丁目、熊野町三十八丁目、熊野町三十九丁目、熊野町四十丁目、熊野町四十一丁目、熊野町四十二丁目、熊野町四十三丁目、熊野町四十四丁目、熊野町四十五丁目、熊野町四十六丁目、熊野町四十七丁目、熊野町四十八丁目、熊野町四十九丁目、熊野町五十丁目、熊野町五十一丁目、熊野町五十二丁目、熊野町五十三丁目、熊野町五十四丁目、熊野町五十五丁目、熊野町五十六丁目、熊野町五十七丁目、熊野町五十八丁目、熊野町五十九丁目、熊野町六十丁目、熊野町六十一丁目、熊野町六十二丁目、熊野町六十三丁目、熊野町六十四丁目、熊野町六十五丁目、熊野町六十六丁目、熊野町六十七丁目、熊野町六十八丁目、熊野町六十九丁目、熊野町七十丁目、熊野町七十一丁目、熊野町七十二丁目、熊野町七十三丁目、熊野町七十四丁目、熊野町七十五丁目、熊野町七十六丁目、熊野町七十七丁目、熊野町七十八丁目、熊野町七十九丁目、熊野町八十丁目、熊野町八十一丁目、熊野町八十二丁目、熊野町八十三丁目、熊野町八十四丁目、熊野町八十五丁目、熊野町八十六丁目、熊野町八十七丁目、熊野町八十八丁目、熊野町八十九丁目、熊野町九十丁目、熊野町九十一丁目、熊野町九十二丁目、熊野町九十三丁目、熊野町九十四丁目、熊野町九十五丁目、熊野町九十六丁目、熊野町九十七丁目、熊野町九十八丁目、熊野町九十九丁目、熊野町一百丁目、幸町、栄町、桜山町、笹山町、汐入町、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、白崎一丁目、白崎二丁目、白崎三丁目、白崎四丁目、新垢田北町、新垢田西町一丁目、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、新垢田南町一丁目、新垢田南町二丁目、新垢田南町三丁目、新地町、新地西町、新地東町一丁目、新地東町二丁目、新地東町三丁目、新地東町四丁目、新地東町五丁目、新地東町六丁目、新地東町七丁目、新地東町八丁目、新地東町九丁目、新地東町十丁目、新地東町十一丁目、新地東町十二丁目、新地東町十三丁目、新地東町十四丁目、新地東町十五丁目、新地東町十六丁目、新地東町十七丁目、新地東町十八丁目、新地東町十九丁目、新地東町二十丁目、新地東町二十一丁目、新地東町二十二丁目、新地東町二十三丁目、新地東町二十四丁目、新地東町二十五丁目、新地東町二十六丁目、新地東町二十七丁目、新地東町二十八丁目、新地東町二十九丁目、新地東町三十丁目、新地東町三十一丁目、新地東町三十二丁目、新地東町三十三丁目、新地東町三十四丁目、新地東町三十五丁目、新地東町三十六丁目、新地東町三十七丁目、新地東町三十八丁目、新地東町三十九丁目、新地東町四十丁目、新地東町四十一丁目、新地東町四十二丁目、新地東町四十三丁目、新地東町四十四丁目、新地東町四十五丁目、新地東町四十六丁目、新地東町四十七丁目、新地東町四十八丁目、新地東町四十九丁目、新地東町五十丁目、新地東町五十一丁目、新地東町五十二丁目、新地東町五十三丁目、新地東町五十四丁目、新地東町五十五丁目、新地東町五十六丁目、新地東町五十七丁目、新地東町五十八丁目、新地東町五十九丁目、新地東町六十丁目、新地東町六十一丁目、新地東町六十二丁目、新地東町六十三丁目、新地東町六十四丁目、新地東町六十五丁目、新地東町六十六丁目、新地東町六十七丁目、新地東町六十八丁目、新地東町六十九丁目、新地東町七十丁目、新地東町七十一丁目、新地東町七十二丁目、新地東町七十三丁目、新地東町七十四丁目、新地東町七十五丁目、新地東町七十六丁目、新地東町七十七丁目、新地東町七十八丁目、新地東町七十九丁目、新地東町八十丁目、新地東町八十一丁目、新地東町八十二丁目、新地東町八十三丁目、新地東町八十四丁目、新地東町八十五丁目、新地東町八十六丁目、新地東町八十七丁目、新地東町八十八丁目、新地東町八十九丁目、新地東町九十丁目、新地東町九十一丁目、新地東町九十二丁目、新地東町九十三丁目、新地東町九十四丁目、新地東町九十五丁目、新地東町九十六丁目、新地東町九十七丁目、新地東町九十八丁目、新地東町九十九丁目、新地東町一百丁目、筋川町、筋ヶ浜町、大学町一丁目、大学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、大平町、宝町、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、武久町一丁目、武久町二丁目

目、武久西原台、田中町、壇之浦町、千鳥ヶ丘町、千鳥浜町、中央町、長州出島、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府印内町、長府江下町、長府逢坂町、長府扇町、長府金屋町、長府金屋浜町、長府龜の甲一丁目、長府龜の甲二丁目、長府黒門町、長府黒門南町、長府古城町、長府紺屋町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府四王司町、長府新四王司町、長府外浦町、長府高場町、長府珠の浦町、長府土居の内町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居北町、長府中土居本町、長府中之町、長府中浜町、長府中六波町、長府浜浦町、長府東待町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府松小田北町、長府松小田中町、長府松小田西町、長府松小田東町、長府松小田本町、長府松小田南町、長府満珠新町、長府満珠町、長府三島町、長府港町、長府宮崎町、長府宮の内町、長府八幡町、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、中之町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、南部町、西入江町、西大坪町、西神田町、西観音町、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、幡生本町、幡生宮の下町、岬之町、羽山町、稗田北町、稗田中町、稗田西町、稗田南町、東神田町、東観音町、東勝谷、東向山町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、彦島海士郷町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島老の山公園、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島竹ノ子島町、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島弟子待町四丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島西山町五丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、藤附町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、古屋町一丁目、古屋町二丁目、細江新町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、前勝谷町、前田一丁目、前田二丁目、松屋上町一丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町四丁目、松

屋本町五丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、三河町、南大坪町、みもすそ川町、宮田町一丁目、宮田町二丁目、向山町、棕野町一丁目、棕野町二丁目、棕野町三丁目、名池町、元町、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、山手町、大和町一丁目、大和町二丁目、山の口町、山の田北町、山の田中央町、山の田西町、山の田東町、山の田本町、山の田南町、ゆめタウン、横野町二丁目、大字垢田、大字秋根、大字綾羅木、大字有真、大字伊倉、大字石原、大字井田、大字宇部、大字小野、大字員光、大字形山、大字神田、大字清末、大字楠乃、大字才川、大字勝谷、大字田倉、大字富任、大字豊浦村、大字延行、大字彦島、大字松小田及び大字六連島の区域(次の図に示す部分に限る。)並びに同市長府扇町から安岡本町三丁目に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 一〇〇〇〇ヘクタール)
下関特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。
下関特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分の次に次のように加える。
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)
油谷湾銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。
一 名称 油谷湾特定猟具使用禁止区域
二 区域 下関市豊北町大字阿川、豊北町大字栗野及び豊北町大字神田並びに長門市油谷伊上、油谷後畑、油谷角山、油谷河原、油谷蔵小田、油谷向津具上及び油谷向津具下の区域(次の図に示す部分に限る。)並びに長門市油谷向津具下から下関市豊北町大字神田に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 七、二三〇ヘクタール)
油谷湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。
油谷湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。
四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

萩湾銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 萩湾特定猟具使用禁止区域

二 区域 萩市大字椿東及び羽島の区域(次の図に示す部分に限る。)並びに同市大字椿東から三見に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 三、二一九ヘクタール)

萩湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十四年十月三十一日」を「平成三十四年十月三十一日」に改める。

萩湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)